

大谷北小第二学童保育館

		配点	三楽
1.利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること			
1-1	利用者間の公平な取扱いをするための取組等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5	15 /20
1-2	特別に配慮を要する児童の育成支援体制について優れた提案がされているか。	5	16 /20
1-3	児童育成支援や行事の開催等について、ノウハウを生かした独自性のある提案であるか。	5	17 /20
1-4	利用者ニーズ並びに苦情等の収集及び対応方策について、具体的かつ優れた提案がされているか。	5	14 /20
1-5	利用者向けサービスの質を向上するための方策が優れているか。	5	16 /20
2.公の施設の効用を最大限に発揮するものであること			
2-1	事業計画や管理運営方針が、施設の設置目的や性質と合致しているか。	5	17 /20
2-2	児童出欠管理や、保護者への連絡通知の仕組みについて、優れた提案がされているか。	5	16 /20
2-3	児童が活動中の事故防止、安全管理、衛生管理の仕組みについて、適切かつ具体的な提案であるか。	5	16 /20
2-4	指導員の能力向上(保護者への接遇、児童育成支援の技能等に関するもの)について、研修等の支援体制が十分に整備されているか。	5	16 /20
2-5	地域住民、学校、その他関係機関との連携や協働について、積極的かつ優れた提案であるか。	5	16 /20
3.公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること			
3-1	施設の管理に関する経費や必要な事務(備品管理・修繕等)を十分に理解し、適切な施設維持管理をできる体制が整っているか。	5	13 /20
3-2	提出された事業計画書、収支計画書等が適切に積算・作成されており、簡潔かつ明確な説明がされているか。	5	14 /20
3-3	運営経費の縮減について、事業者の実績や創意工夫に基づいた優れた提案であるか。	5	13 /20
4.公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること			
4-1	経営状況に問題がなく、業務を安定的に継続する能力(資産・ノウハウ・人員等)が認められるか。	5	16 /20
4-2	事業者本部等からの、学童現場へのバックアップ体制が確立されているか。	5	15 /20
4-3	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な提案がなされているか。	5	15 /20
4-4	安定した指導員等の確保方策や、欠員等が生じた場合の対策等について、実績に基づいた具体的な提案がされているか。	5	17 /20
4-5	経営資金面のリスクへの対応能力(資金力や損害賠償能力等)が十分に認められるか。	5	15 /20
5.その他、市長が別に定める事項			
5-1	市内に事業所等を有しているか。または令和6年3月31日までに、有する予定があるか。なお予定の場合は、事業計画書(様式第2号)に具体的に記載をすること。 (本店(予定も含む):5点、支店・営業所(予定も含む):3点、なし:1点)	5	12 /20
5-2	「放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実施実績があり、かつ小山市が実施する放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力等を見込めるか。	5	16 /20
5-3	保育環境が変化することについて、現状勤務している指導員の継続雇用に配慮するなど、児童及び保護者の負担を軽減するための適切な提案がされているか。	5	16 /20
	合計	105	321 /420

※配点：委員1人あたりの持ち点